平成２６年（フ）第１３０号
富山市上大久保527番地３
破産者　吉田　博美
１　決定年月日　平成27年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３８１号
大阪府岸和田市池尻町５番地の１パレスさくらＡ棟107号、前住所大阪府和泉市王子町358番地の11
破産者　Ｋ－ＳＴＹＬＥこと　小山　健二
１　決定年月日　平成27年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４４０号
大阪府岸和田市春木旭町38番２号、居所大阪府大阪狭山市茱萸木３丁目206番地の10
破産者　川島　哲雄
１　決定年月日　平成27年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４５７号
大阪府堺市南区鴨谷台３丁３番４－115号、開始決定時の住所大阪府貝塚市麻生中832番地６
破産者　花もめんこと　鳥越　國雄
１　決定年月日　平成27年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４５８号
大阪府堺市南区鴨谷台３丁３番４－115号、開始決定時の住所大阪府貝塚市麻生中832番地６
破産者　鳥越美智子
１　決定年月日　平成27年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４７１号
大阪府和泉市黒鳥町３丁目21番２－101号、前住所大阪府泉大津市東豊中町３丁目９－22
破産者　羽田佐紀子（旧姓久保）
１　決定年月日　平成27年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３１７号
兵庫県姫路市八家1303番地１、従前の住所兵庫県姫路市東駅前町24番地
破産者　宮内精肉店こと　宮内　雅尚
１　決定年月日　平成27年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２３号
島根県出雲市白枝町1063番地　グランデ白枝Ｂ－205
破産者　原　　利明
１　決定年月日　平成27年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第１４号
島根県浜田市長浜町1083番３、前住所島根県益田市本町６番21号
破産者　島田　　覚
１　決定年月日　平成27年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第２８号
島根県益田市七尾町11番18号、前住所島根県益田市昭和町５番６号
破産者　竹林　奈保（旧姓能美）
１　決定年月日　平成27年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第２７号
香川県観音寺市豊浜町箕浦甲2304番地４
破産者　横内　温生
１　決定年月日　平成27年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第２８号
香川県観音寺市豊浜町箕浦甲2304番地４
破産者　横内　珠江
１　決定年月日　平成27年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第２２号
大分県国東市国東町鶴川338番地
破産者　地里　降助
１　決定年月日　平成27年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２６年（フ）第１３９号
沖縄県宜野湾市字佐真下25番地
破産者　翁長　良明
１　決定年月日　平成27年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第２８２号
函館市亀田本町23番５－401号
破産者　沼田健太郎
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２６号
宮城県刈田郡蔵王町平沢字田中１番地12
破産者　村上　昭一
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第１０２号
福島県いわき市四倉町字町田155　Ａ棟、住民票上の住所三重県津市緑が丘１丁目14番地８
破産者　安田　　勉
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１９７号
茨城県那珂市北酒出497番地２
破産者　瀬谷　敏雄
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第６号
山梨県南都留郡山中湖村平野876番地　エアーズＢ
破産者　長田　貴仁
１　決定年月日　平成27年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係